

令和6年度利用者負担額(0~2歳児)基準額表

児童の属する世帯の階層区分		利用者負担額(月額・円)			
階層区分	定義	保育標準時間		保育短時間	
		1人目	2人目	1人目	2人目
A	生活保護法による保護を受けている世帯(単給世帯を含む。)若しくは児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4に規定する里親である世帯又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている世帯	0	0	0	0
B	市民税非課税世帯	0	0	0	0
C1	均等割のみ課税	6,300	3,150	6,200	3,100
C2	11,800円未満	7,600	3,800	7,500	3,750
C3	11,800円以上 ~ 48,600円未満	9,200	4,600	9,100	4,550
D1	48,600円以上 ~ 52,500円未満	13,400	6,700	13,200	6,600
D2	52,500円以上 ~ 55,000円未満	14,700	7,350	14,500	7,250
D3	55,000円以上 ~ 57,700円未満	16,300	8,150	16,100	8,050
D4	57,700円以上 ~ 64,000円未満	16,300	8,150	16,100	8,050
D5	64,000円以上 ~ 77,101円未満	18,000	9,000	17,700	8,850
D6	77,101円以上 ~ 79,000円未満	18,000	9,000	17,700	8,850
D7	79,000円以上 ~ 86,500円未満	21,300	10,650	21,000	10,500
D8	86,500円以上 ~ 97,000円未満	23,600	11,800	23,200	11,600
D9	97,000円以上 ~ 109,000円未満	26,500	13,250	26,100	13,050
D10	109,000円以上 ~ 124,000円未満	29,100	14,550	28,700	14,350
D11	124,000円以上 ~ 139,000円未満	32,000	16,000	31,500	15,750
D12	139,000円以上 ~ 154,000円未満	34,900	17,450	34,400	17,200
D13	154,000円以上 ~ 169,000円未満	38,000	19,000	37,400	18,700
D14	169,000円以上 ~ 199,000円未満	40,100	20,050	39,500	19,750
D15	199,000円以上 ~ 236,500円未満	43,600	21,800	42,900	21,450
D16	236,500円以上 ~ 260,500円未満	46,200	23,100	45,500	22,750
D17	260,500円以上 ~ 280,200円未満	48,800	24,400	48,000	24,000
D18	280,200円以上 ~ 301,000円未満	50,500	25,250	49,700	24,850
D19	301,000円以上 ~ 339,200円未満	53,200	26,600	52,300	26,150
D20	339,200円以上 ~ 373,000円未満	55,100	27,550	54,200	27,100
D21	373,000円以上 ~ 410,500円未満	56,400	28,200	55,500	27,750
D22	410,500円以上 ~	61,700	30,850	60,700	30,350

- ※1 利用者負担額は令和3年4月2日以降に生まれた児童について、利用者負担額が設定されます。年度途中に入所(園)した場合も同様です。令和6年4月~令和6年8月については令和5年度、令和6年9月~令和7年3月については令和6年度の市区町村民税額等を基に決定します。
課税額に変更があった方、仮決定を受けている方で税資料等を提出する方など、令和6年度の利用者負担額が変更になる方は、令和7年3月末日までに申し出てください。年度をまたいでの変更はできません。
- ※2 利用者負担額は、配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別控除、寄附金控除等を控除する前の市区町村民税所得割で算定します。
- ※3 指定都市(相模原市、横浜市、川崎市など)が市民税額を決定している場合、市民税額等に6/8を乗じて算出した額を基に決定します。
- ※4 同一世帯に、※5に該当する就学前児童がいる場合、この児童の出生順により、第2子の児童は基準額表の「2人目」の金額となり、第3子以降の児童については、利用者負担額が100%減額されます(これを多子軽減措置といいます)。ただし、C1~D3階層に該当する方で、生計を一にする兄弟等がいる場合は当該兄弟等を年齢制限なく第1子目などとして数えます。
- ※5 就学前の兄弟が認可保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業のほか、①企業主導型保育事業、②特別支援学校幼稚部、③福祉型・医療型児童発達支援センター、④児童心理治療施設通所部、⑤児童発達支援事業に入所又は利用している場合は、多子軽減の算定対象人数に含まれます。
減額にあたって、兄弟が上記施設①~⑤に入所又は利用している場合は、年度ごとに保護者からの申し出が必要となりますので、該当する場合は、『利用者負担額 きょうだい児多子軽減にかかる申出書』に、入所・利用施設等の在園証明等の必要書類を添え、利用施設等を所管する子育て支援センターまで提出してください。申出書は各子育て支援センターで配付しています。

- ※6 ひとり親世帯等で、C1~D5階層に該当する方は、右の利用者負担基準額表が適用され、生計を一にする兄弟等がいる場合は当該兄弟等を年齢制限なく第1子目などとして数えます。
なお、ひとり親世帯等とは、母子・父子世帯及び在宅障害児(者)のいる世帯のうち身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者、特別児童扶養手当、障害基礎年金等の受給者のいる世帯をいいます。
- ※7 保護者の失業・傷病などにより大幅に収入が下がる場合、階層区分の変更を受けることができる場合があります。該当する方は利用施設等を所管する子育て支援センターにご相談ください。
- ※8 令和6年9月~令和7年3月の利用者負担額については、令和6年度税制改正に伴い実施される定額減税を反映した後の市区町村民税所得割で算定します。

ひとり親世帯等の利用者負担基準額表

階層区分	利用者負担額(月額・円)			
	保育標準時間		保育短時間	
	1人目	2人目	1人目	2人目
C1	2,900	0	2,900	0
C2	3,500	0	3,500	0
C3	4,200	0	4,200	0
D1	4,500	0	4,500	0
D2	4,500	0	4,500	0
D3	4,900	0	4,900	0
D4	4,900	0	4,900	0
D5	5,400	0	5,400	0

令和6年度の利用者負担額(0~2歳児)について

利用者負担額(保育料)は、施設の維持管理費や職員の人件費等、施設を運営する経費の一部に充てるため、世帯の所得等に応じて保護者の皆さまにご負担をいただいております。

平成27年4月から実施している子ども・子育て支援新制度における利用者負担額は、世帯の所得状況その他の事情を勘案し、国で定める基準を限度として市町村が定めることとされています。なお、令和3年4月1日以前に生まれた児童の利用者負担額は0円となります。

<利用者負担額の算定方法>

- ① 国の制度改正により平成27年度からは市区町村民税額を基に決定しております。
- ② 政令(子ども・子育て支援法施行令第4条)で定めるところにより、4~8月分の利用者負担額は前年度市区町村民税額を基に算定し、9月からの利用者負担額は、当年度市区町村民税を基に算定いたします(所得の状況により、利用者負担額が変更される場合があります)。

- ・令和6年4月~令和6年8月分の利用者負担額…前年度(令和5年度)の市区町村民税額で算定
 - ・令和6年9月~令和7年3月分の利用者負担額…当年度(令和6年度)の市区町村民税額で算定※
- ※令和6年度税制改正に伴い実施される定額減税を反映した後の市区町村民税所得割で算定します。

[利用者負担額の切替時期のイメージ図]

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度の市区町村民税に基づく					当年度の市区町村民税に基づく						

- ③ 保育の必要量に応じて「保育標準時間」「保育短時間」の2区分に設定されています。
- ④ 申請等により利用者負担額が減額、軽減される場合があります。詳しくは、裏面の「利用者負担額(0~2歳児)基準額表」下の注釈(※)をご覧ください。
 - ・本市は、国が政令(子ども・子育て支援法施行令)で定める上限額より低く利用者負担額を設定し、保護者の皆さまの負担軽減を図っております。
 - ・令和3年4月2日以降に生まれた児童について、利用者負担額が設定されます。
 - ・各園により異なりますが、利用者負担額のほか、実費徴収(行事費等)、それ以外の特定(上乗せ)徴収(保育の質の向上を図るための対価)を行う園もあります。

○利用者負担額の納付について

認可保育所及び公立の認定こども園の利用者負担額は市へ、他の施設は直接施設へ納付いただきます。

市への納付は口座振替を原則としており、納期限までに納付をいただけない場合は、期日を指定して督促状を送付します。特別な事情がなく納付をいただけない場合やご相談のない場合は、法律の規定に基づく差押処分(預金、生命保険、給与、不動産等の財産の差押)を行うことがあります。

児童の健全な育成と施設の円滑な運営のため、利用者負担額は期限内の納付をお願いいたします。

【問合せ先】

利用者負担額の制度について	保 育 課	TEL042-769-8341
施設の利用手続き 利用者負担額の決定 多子軽減の申請	緑子育て支援センター	TEL042-775-8813
	// (城山担当)	TEL042-783-8060
	// (津久井担当)	TEL042-780-1420
	// (相模湖担当)	TEL042-684-3737
	// (藤野担当)	TEL042-687-5515
	中央子育て支援センター	TEL042-769-9267
	南子育て支援センター	TEL042-701-7723